

福岡県公報

令和6年7月30日
第517号

目次

告示(第474号-第481号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等
(情報政策課) …………… 1
- 農業振興地域の区域の変更
(水田農業振興課) …………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要
(環境保全課) …………… 3
- 特定計量器の定期検査の実施
(計量検定所) …………… 4
- 特定計量器の定期検査の実施
(計量検定所) …………… 5
- 特定計量器の定期検査の実施
(計量検定所) …………… 6
- 道路の区域の変更
(道路維持課) …………… 7
- 令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
(水産振興課) …………… 7

公告

- 河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管
(河川管理課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) …………… 8
- 落札者等の公示
(税務課) …………… 8

告示

福岡県告示第474号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公

示する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)	第4条第1項	令和6年8月1日	改善計画の認定申請
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)	第5条第1項	令和6年8月1日	改善計画の変更の認定申請

福岡県告示第475号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定(昭和46年3月福岡県告示第285号)により指定した北九州農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

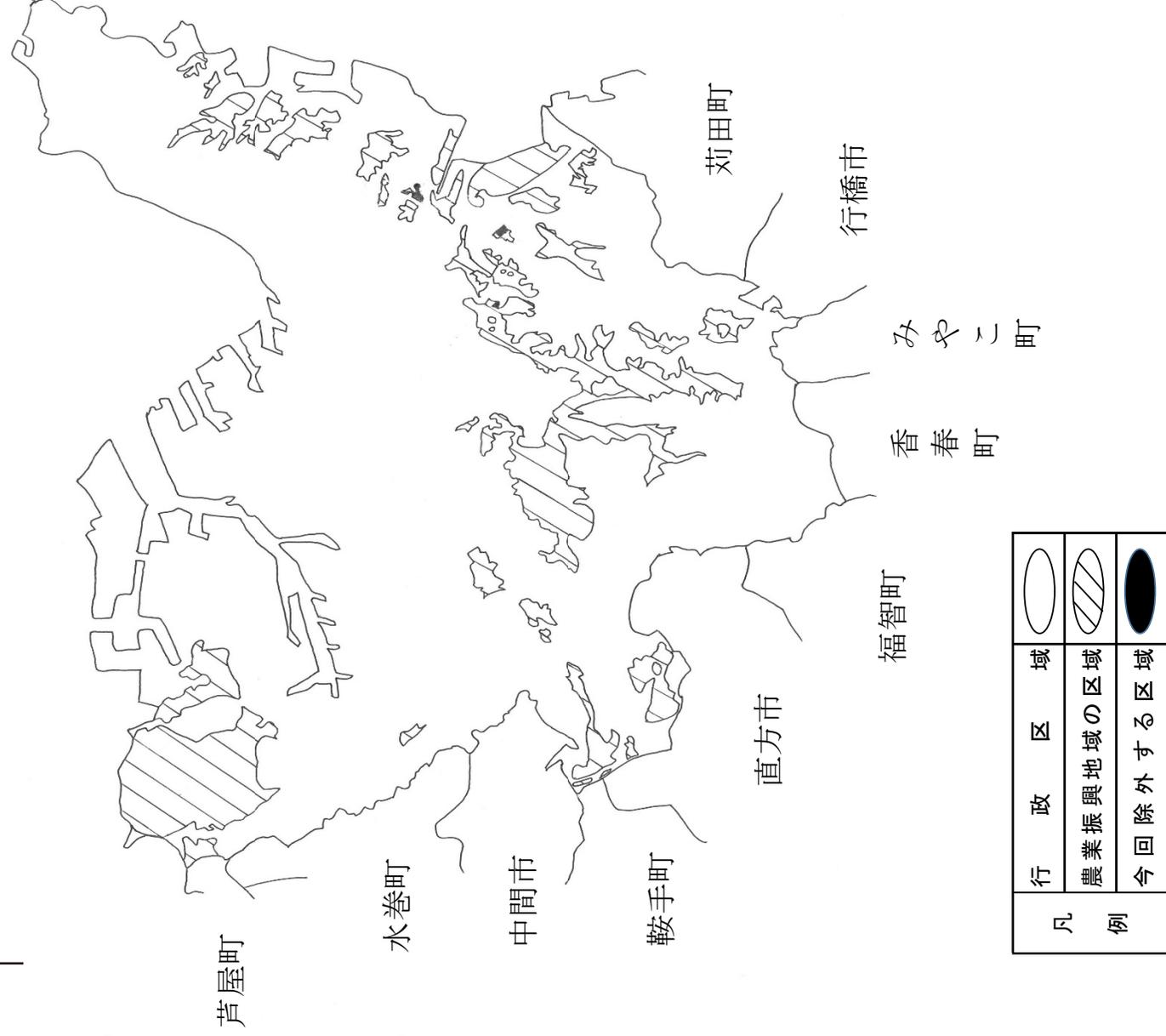
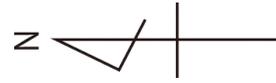
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 農業振興地域名
北九州地域
- 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を表示した図面 (北九州市)



福岡県告示第476号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和6年7月30日から令和6年8月20日までの間、福岡県環境部環境保全課及び行橋市環境課において公衆の縦覧に供する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 行橋市西宮市二丁目13番1号

名 称 安川オートメーション・ドライブ株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 八木田 正樹

2 事業場の所在地及び名称

所在地 行橋市今井1180

名 称 安川オートメーション・ドライブ株式会社 南行橋事業所

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の72に掲げる施設（し尿処理施設）
能力	176.0 m ³ /日（1,314人槽）
工事着手予定年月日	令和7年1月中旬
工事完成予定年月日	令和8年4月下旬
使用開始予定年月日	令和8年4月下旬
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	全日（0：00～24：00）
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	20	20
	化学的酸素要求量（mg/L）	30	30
	浮遊物質（mg/L）	70	70
	窒素含有量（mg/L）	10	10
	りん含有量（mg/L）	1	1
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	3,000以下	3,000以下
	汚水量（m ³ /日）	176	176

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	し尿処理施設
型式	ダイカン浄化槽 DTR-M2型
構造	FRP製
主要寸法	L 23.3m × W 9.8m × H 3.55m
能力	176.0 m ³ /日（1,314人槽）
処理方式	流量調整型・担体流動生物ろ過方式
工事着手予定年月日	令和7年1月中旬
工事完成予定年月日	令和8年4月下旬
使用開始予定年月日	令和8年4月下旬
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	全日（0：00～24：00）
使用時間の季節的変動の概要	なし

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	220	220	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	100	30	30
	浮遊物質 (mg/L)	230	230	70	70
	窒素含有量 (mg/L)	80	80	10	10
	りん含有量 (mg/L)	5	5	1	1
	大腸菌群数 (個/cm)	-	-	3,000以下	3,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	176	176	176	176

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口①	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	30
	浮遊物質 (mg/L)	70	70
	窒素含有量 (mg/L)	10	10
	りん含有量 (mg/L)	1	1
	大腸菌群数 (個/cm)	3,000以下	3,000以下
	排出水量 (m ³ /日)	176	176

福岡県告示第477号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年9月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	生涯学習センター「宮若リコリス」	宮若市
	令和6年9月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	若宮コミュニティセンター「ハートフル」	
	令和6年9月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	令和6年9月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	鞍手町
	令和6年9月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	
	令和6年9月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	直方市
	令和6年9月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	令和6年9月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	令和6年9月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	令和6年9月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
令和6年9月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	中間市チャレンジショップ 夢まるしえ内フリースペース	中間市	

	令和6年9月18日から 令和6年11月17日まで	左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、直方市及び中間市と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 直方市 中間市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年9月18日から 令和6年11月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 直方市 中間市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年9月18日から 令和6年11月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 直方市 中間市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年9月18日から 令和6年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 直方市 中間市

福岡県告示第478号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域	
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター	みやま市	
	令和6年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやま市総合市民センター MIYAMAX		
	令和6年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやま市総合市民センター MIYAMAX		
	令和6年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田		
	令和6年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所 西側玄関		大川市
令和6年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所 西側玄関			
	令和6年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和生涯学習センター	柳川市	
	令和6年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市三橋生涯学習センター		
	令和6年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内コミュニティ防災センター		
	令和6年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内コミュニティ防災センター		
	令和6年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内コミュニティ防災センター		
	令和6年10月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市延命庁舎 (生涯学習支援センター)		大牟田市
	令和6年10月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市延命庁舎 (生涯学習支援センター)		
令和6年10月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市延命庁舎 (生涯学習支援センター)			

	令和6年10月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市延命庁舎 (生涯学習支援センター)	
	令和6年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市延命庁舎 (生涯学習支援センター)	
	令和6年10月18日 から 令和6年12月17日 まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、大川市、柳川市及び大牟田市と協議の上、指示する。	みやま市 大川市 柳川市 大牟田市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和6年10月18日 から 令和6年12月17日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 大川市 柳川市 大牟田市	
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年10月18日 から 令和6年12月17日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 大川市 柳川市 大牟田市	

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年10月18日 から 令和7年1月17日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 大川市 柳川市 大牟田市	

福岡県告示第479号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和6年10月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	あんずの里	福津市
	令和6年10月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	津屋崎行政センター	
	令和6年10月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	
	令和6年10月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	
	令和6年10月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	宗像市
	令和6年11月1日	10:30~12:00 13:00~14:30	宗像市大島行政センター	
	令和6年11月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	
	令和6年11月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	
	令和6年11月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	令和6年11月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
令和6年11月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	福津市 宗像市	
令和6年11月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所		
令和6年11月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所		
	令和6年11月16日 から 令和7年1月15日 まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和6年11月16日 から 令和7年1月15日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数 が2,000を超えるものの検査	令和6年11月16日から 令和7年1月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市
--	-----------------------------	---------------------------------------	------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年11月16日から 令和7年2月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する		福津市 宗像市

福岡県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字須恵834番2先から 糟屋郡須恵町大字植木1118番先まで	10.0 ～ 51.2	1830.0
			後	糟屋郡須恵町大字須恵834番2先から 糟屋郡須恵町大字植木1118番先まで	23.8 ～ 53.8	

福岡県告示第481号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	17.5トン	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	17.5トン
くろまぐろ（大型魚）	15.4トン	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	15.4トン

公 告

公告

諏訪川水系諏訪川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

令和6年7月30日

河川管理者

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
鋼製階段 1本
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1) 保管した工作物の放置されていた場所
二級河川諏訪川水系諏訪川
大牟田市諏訪町二丁目地先の河川区域内（祇園橋（国道389号）上流の諏訪川右岸）

(2) 当該工作物を除却した日時
令和6年6月12日（水曜日）午後3時00分から午後5時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時
令和6年6月14日（金曜日）午後1時00分

(2) 保管の場所
大牟田市三川町一丁目28番7（祇園橋（国道389号）上流の諏訪川左岸）

4 保管した工作物を返還する場合の手続並びに手続を行う期間及び場所

(1) 保管した工作物を返還する場合の手続
返還を受ける者は、6の場所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明する書類を提示すること。

なお、当該工作物の除却、保管その他措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により所有者等の負担とする。

(2) 手続を行う期間及び場所

返還の手続は、この公告の日から5の保管期限までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日を除く。）、午前9時00分から午後4時00分まで、6の場所で行う。

5 当該工作物の保管期限

令和6年12月13日（金曜日）
上に掲げる保管期限までに当該工作物を所有者等に返還することができないときは、河川法第75条第10項の規定により当該工作物の所有権は福岡県に帰属し、当該工作物について売却又は廃棄を行うこととする。

6 問い合わせ先

〒836-0034 大牟田市小浜町24番地1
福岡県南筑後県土整備事務所 用地課管理係
電話 0944-41-5113

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市二丈武字丸ノ浦49番4、49番5、49番9、49番15及び49番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区警固一丁目13番15-201号
さくらフードサービス株式会社
代表取締役 永松 康朗

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年7月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県税務システム用機器等の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社 J E C C
 - (2) 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

244,427,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年5月28日